

◆ JR路線利用促進事業(会場費等助成事業)Q&A

令和5年5月23日

令和6年6月10日改訂

地域交通スタッフ

Q:県及び市町村が会議を主催した場合には補助対象となりますか？

A:行政機関は補助対象になりません。

Q:様式第1号の企業・団体の概要がわかるものとは？

A:企業・団体パンフレットや規約などを提出ください。

Q:国・自治体の出資する団体は認められますか。

A:原則として、国・自治体の機関は助成の対象外とさせていただきます。

また、国・自治体からの出資割合が4分の1以上、年間予算額の2分の1以上が国・自治体からの補助金・委託料等によっている団体についても助成の対象外となります。

Q:学生サークルや倶楽部活動が会議を開催した場合、補助対象となりますか？

A:法人格が無かったり、もしくは経済活動を行う企業等でなくても、規約等で継続的な活動内容が確認できれば補助対象になります。

ただし、補助を受けるためには事前に登録申請が必要となります。(初回のみ)

また、登録された企業・団体等につきましては島根県ホームページにおいて、JR路線利用促進企業等として公表させていただきますのでご承知おきください。

Q:会議等の参加者が10人以上とは、主催者・事務局も含まれますか？

A:主催者・事務局も含まれます。

Q:補助対象のうち、移動経費とは具体的にどのような経費ですか？

A:主催者が負担する、JR駅から会場までの「貸切バス」「タクシー」などを想定しています。

Q:会場の場所について制約はありますか？

A:「会場は県内の沿線地域内に限る」となっておりますので、県外や沿線地域外で開催される場合は補助対象外となります。

また、本制度は、日々の活動にJR移動を取り入れて入れていただきたいという願いから創設されたものでありますので、趣旨に賛同いただき、できるだけ駅近くの会場において会議を開催いただきますようお願いいたします。

Q:助成は1企業あたり何回も受けることができますか？

A:1年度内に2回までとなっております。

ただし、企業の所在地以外の沿線地域外で会議を開催した場合には、追加で1回分補助を受けることができますので、年度内最大3回までとなります。

Q:申請の手続きを教えてください。

A:助成金の交付を受けようとする場合には、

- ① 最初に、島根県交通対策課へ「登録申請書」の提出が必要です。
- ② その後、申請者に登録番号を通知いたします。
- ③ 会議開催後には、島根県交通対策課へ必要に応じて次の書類を添え交付申請書(様式第3号)を提出してください。
 - ・ 会議次第など会議の概要がわかるもの及び参加者名簿
 - ・ JR路線を利用して移動した人数がわかるJR運賃の領収証写し等
 - ・ 開催会場の利用料がわかる領収証の写し等
 - ・ JR駅から開催場所までのタクシー等の利用料がわかる領収証の写し等

Q:JR運賃の領収書等とはどのようなものがありますか？

A:領収書等とは領収書、その他では例えば、切符であれば携帯電話による写真データ、ICOCA、PASMO などICカードであれば、券売機で印字できる利用履

歴など、JR利用が確認できるものを想定しています。

Q:会議を開催した後、いつまでに申請すべきですか？

A:速やかに提出をお願いします。(事務処理上2週間以内を想定)

なお、年度をまたぐと助成できなくなることもありますので、必ず会議の開催年度内に申請をお願いします。

Q:助成額に上限はありますか？

A:開催会場の利用料については6万円、JR駅から開催場所までのバス・タクシー等の利用料については3.4万円が助成額の上限となります。

Q:講演会の実施にともない申請しようと考えていますが可能でしょうか？

A:講演会についても補助対象となりますが、参加者から講演料や参加料など料金を徴収する場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。

Q:県外企業ですが、補助制度を利用できますか？

A:補助の対象にはなりません。